

富山県高齢者保健福祉計画・第9期富山県介護保険事業支援計画の性格と位置づけ

1. 計画の性格

【高齢者保健福祉計画】老人福祉法第20条の9に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築に向けて、基本的な政策目標と具体的な高齢者福祉施策を明らかにし、施策を計画的に推進する。計画期間の定めなし。

【介護保険事業支援計画】介護保険法第118条に基づき、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援を図る。計画期間は1期3年。

⇒両計画とも、高齢者の生活において必要な介護サービスの量や目標を定めるものであり一体として計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

「富山県高齢者保健福祉計画」は、富山県民福祉条例第12条の規定により、「富山県民福祉基本計画」の個別計画の1つとして位置づけられている。

